

## 有料老人ホーム重要事項説明書（住宅型専用）

施設名	ライフパートナー板橋
定員・室数	37人・37室

## 有料老人ホームの類型・表示事項

類型	住宅型
サ付登録の有無	無
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	月払い方式
入居時の要件	混合型（自立除く）
介護保険の利用	居宅サービス利用可
居室区分	定員1人

## 1 事業主体

名称	法人等の種別 営利法人		
	フリカナ	カシカインエメラルドノホ	
	名称	株式会社エメラルドの郷	
主たる事務所の所在地	〒	542-0081	
	大阪市中央区南船場2-6-28ユタカビル3F		
連絡先	電話番号	06-6210-1682	
	ファックス番号	06-6210-1683	
ホームページ	https://emerald-sato.jp		
代表者職氏名	役職名	代表取締役	氏名 関 隆彦
設立年月日	平成17年11月25日		
主な事業等	有料老人ホームの運営 訪問介護事業所の運営		

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	1	訪問介護事業所すみれ板橋	東京都板橋区三園1-27-15
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	なし		
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	なし		

居宅介護支援	なし		
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

## 2 事業所概要

名称	フリカ`ナ	ライフパートナー伊ハシ		
	名称	ライフパートナー板橋		
所在地	〒	075-0091		
		東京都板橋区三園 1-27-15		
連絡先	電話番号	03-5904-6011		
	ファックス番号	03-5904-6012		
ホームページ	https://emerald-sato.jp			
管理者職氏名	役職名	施設長	氏名	椎名 秀樹
事業開始年月日	平成 30 年 4 月 1 日			
届出年月日	平成 29 年 10 月 6 日			
届出上の開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日			
事業所へのアクセス	都営三田線「西高島平駅」から徒歩7分 東武鉄道東武東上線「成増駅」または東京メトロ副都心線「地下鉄成増駅」から国際興業バス乗車、「北山下橋停留所」より100m			

施設・設備等の状況										
敷地	権利形態	—		抵当権	なし					
	面積	1341 m <sup>2</sup>								
建物	権利形態	賃貸借		抵当権	なし					
	延床面積	999.68 m <sup>2</sup>		うち有料老人ホーム分		982.18 m <sup>2</sup>				
	竣工日	平成30年2月28日								
	階数	地上		2階		地下		0階		
		うち有料老人ホーム分		地上		1.2階		地下 0階		
	構造	準耐火建築物		建築物用途区分		有料老人ホーム				
	併設施設等	あり		(訪問介護事業所すみれ板橋)						
賃貸借契約の概要	建物	契約期間	平成30年3月10日		～		令和30年3月9日			
		自動更新	あり							
居室	階	定員	室数	面積						
				1階	1人	16	13 m <sup>2</sup>		～	13 m <sup>2</sup>
	2階	1人	21	13 m <sup>2</sup>		～	13 m <sup>2</sup>			
				m <sup>2</sup>		～	m <sup>2</sup>			
				m <sup>2</sup>		～	m <sup>2</sup>			
一時介護室	階	定員	室数	面積						
				m <sup>2</sup>		～	m <sup>2</sup>			
居室内の設備等	便所		全室あり							
	洗面		全室あり							
	浴室		なし							
	冷暖房設備		全室あり							
	電話回線		なし		( )					
	テレビアンテナ端子		全室あり		(設置各自、放送契約不要)					
共同便所	1箇所		(男女共用)							
共同浴室	個浴： 2		大浴槽： 0		機械浴： 0					
	併設施設との共用		なし ( )							
食堂	兼用		あり		(機能訓練室)					
	併設施設との共用		なし ( )							
その他の共用施設	なし ( )									
エレベーター	あり		1基							
消防設備	自動火災報知設備： あり		火災通報装置： あり		スプリンクラー： あり					
緊急呼出装置	居室： あり		便所： あり		浴室： あり		脱衣室： あり			

### 3 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態								
① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態								
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況等
		専従	非専従	専従	非専従			
管理者(施設長)	1					1人	1.0	
生活相談員						0人		
看護職員：直接雇用						0人		
看護職員：派遣						0人		
介護職員：直接雇用				8		8人	2.0	
介護職員：派遣						0人		
機能訓練指導員						0人		
計画作成担当者						0人		
栄養士						0人		
調理員	1			5		6人	2.0	
事務員				1		1人	0.5	
その他従業者						0人		
② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40時間		

③-1 介護職員の資格															
資格	延べ 人数	常勤		非常勤											
		専従	非専従	専従	非専従										
介護福祉士				7											
実務者研修															
介護職員初任者研修				1											
介護支援専門員															
たん吸引等研修（不特定）															
たん吸引等研修（特定）															
資格なし															
③-2 機能訓練指導員の資格															
資格	延べ 人数	常勤		非常勤											
		専従	非専従	専従	非専従										
理学療法士			0												
作業療法士															
言語聴覚士															
看護師又は准看護師															
柔道整復師															
あん摩マッサージ指圧師															
はり師又はきゅう師															
③-3 管理者（施設長）の資格				介護福祉士											
④ 夜勤・宿直体制															
配置職員数が最も少ない時間帯				20 時 0 分～ 6 時 0 分											
上記時間帯の職員配置数				介護職員 1 人以上			看護職員 0 人以上								
従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）															
勤続 年数	職種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者					
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤				
1年未満															
1年以上3年未満															
3年以上5年未満				8											
5年以上10年未満															
10年以上															
合計		0	0	0	8	0	0	0	0	0	0				

#### 4 サービスの内容

提供するサービス	
食事の提供サービス	あり（直営）
食事介助サービス	あり
入浴介助サービス	なし
排せつ介助サービス	あり
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス	あり
相談対応サービス	あり
健康管理サービス（定期的な健康診断実施）	あり
服薬管理サービス	あり
金銭管理サービス	あり
定期的な安否確認の方法	拒否がない限り、4時間に1回 各居室へ安否確認を行う。
施設で対応できる医療的ケアの内容	なし

医療機関との連携・協力		
協力医療機関(1)	名称	医療法人社団福寿会 赤羽岩淵病院
	所在地	東京都北区赤羽2-64-13
	協力の内容	訪問診療
協力医療機関(2)	名称	医療法人社団焔 やまと診療所
	所在地	東京都板橋区東新町1-26-14
	協力の内容	訪問診療
協力歯科医療機関	名称	板橋グレース歯科医院
	所在地	東京都板橋区本町11-7
	協力の内容	訪問診療
利用者の個別的な選択によるサービス提供		なし
運営懇談会の開催		あり (年 1 回予定)
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置		
自費によるショートステイ事業		なし
入居に当たっての留意事項		
入居の条件	年齢	60歳以上
	要介護度	要支援・要介護認定者 全年齢障害者区分受給者
	医療的ケア	なし
	認知症	可
	その他	なし
身元引受人等の条件、義務等	規定なし	
体験入居	利用期間	空室があれば1週間(6泊7日)以内
	利用料金	1日6,600円(税込み)
	その他	介護ベッド使用の場合 マット洗浄費用6,600円(税込み)
入院時の契約の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>入院期間中も月額利用料のうち管理費及び家賃相当額、厨房管理費はお支払い頂きます。</li> <li>食費については、7日前までに告知頂いた欠食分は返金いたします。やむを得ない場合はこの限りではありません。</li> </ol>	
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続	本人、ご家族、ケアマネジャー、後見人、主治医等交えミーティングを行い、特に家族に対し身体拘束に対する基本的な考え方や事故、転倒等のリスクを十分説明をして理解をいただき、期間を決めて実施する。	
事業者からの契約解除	<p>入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約を将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき</li> <li>月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なくしばしば遅滞するとき</li> <li>第18条の規定に違反したとき</li> <li>入居者の行動が、他の入居者又は職員の生命に危害を及ぼし、又はその危害の切迫したおそれがあり、かつ施設における通常の接遇方法等ではこれを防止することができないとき</li> </ol> <p>※詳細は入居契約書第28条を参照</p>	
要介護時における居室の住み替えに関する事項		
一時介護室への移動	なし	
判断基準・手続		
利用料金の変更		
前払金の調整		
従前居室との仕様の変更		

その他の居室への移動	あり
判断基準・手続	身体、本人の身体的、精神的状態によって考慮し、本人や他の利用者等に負担の無いように各関係者と相談し納得の上で実施。
利用料金の変更	なし
前払金の調整	なし
従前居室との仕様の 変更	なし
提携ホーム等への転居	あり ライフパートナー川口、ライフパートナー安行領根岸、ライフパートナー川口赤井
判断基準・手続	本人、ご家族、ケアマネジャー、後見人等相談の上 実施
利用料金の変更	各施設の利用料金に変更
前払金の調整	なし
従前居室との仕様の 変更	各施設の仕様に変更
苦情対応窓口	
窓口の名称 1	ライフパートナー板橋
電話番号	03-5904-6011
対応時間	9:00 ~ 18:00 (日・月・火・水・木・金・土)
窓口の名称 2	株式会社エメラルドの郷
電話番号	06-6210-1682
対応時間	9:00 ~ 17:00 (月・火・水・木・金)
窓口の名称 3	板橋区健康生きがい部介護保険苦情相談室
電話番号	03-3579-2079
対応時間	9:00 ~ 17:00 (月・火・水・木・金)
賠償責任保険の加入	あり 保険の名称：有料老人ホーム賠償責任保険
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	
アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組	あり
東京都福祉サービス第三者評価の実施	なし 結果の公表 なし
その他機関による第三者評価の実施	なし 結果の公表 なし

## 5 入居者

介護度別・年齢別入居者数	平均年齢： 86.4 歳	入居者数合計： 35 人						
年齢 \ 介護度	自立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
65歳未満	0	0	0	0	0	1	0	0
65歳以上 75歳未満	0	0	0	1	1	0	0	0
75歳以上 85歳未満	0	0	0	1	3	4	1	0
85歳以上	0	0	0	5	7	6	1	4
合計	0	0	0	7	11	11	2	4
入居継続期間別入居者数								
入居期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計	
入居者数	6	2	27				35	
男女別入居者数	男性： 8 人		女性： 27 人					
入居率（一時的に不在となっている者を含む。）	95 %（定員に対する入居者数）							

直近1年間に退去した者の人数と理由			
理由	人数	理由	人数
自宅・家族同居		その他の福祉施設・高齢者住宅等へ転居	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）へ転居		医療機関への入院	
介護老人保健施設へ転居		死亡	2
介護療養型医療施設へ転居	1	その他	
他の有料老人ホームへ転居	2	退去者数合計	5

## 6 利用料金

入居準備費用	なし		円				
明内細訳							
支払日・支払方法							
解約時の返還							
敷金	あり						
金額	210,000 円 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。						
家賃及びサービスの対価							
プランの名称	前払金	月額利用料	(内訳)				
			家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費
一般プラン	前払金なし	168,840円	60,000	35,000		51,840	22,000
		0円					
		0円					
		0円					
各料金の内訳・明細	前払金	月額単価（            円）× 想定居住期間（            月）            により算出 （月額単価の説明） （想定居住期間の説明）					
	家賃	周辺施設との比較にて平均値					
	管理費	事務手数料 エレベーター運営維持費 等					
	介護費用	介護事業所による訪問介護サービスの利用料 1割～3割負担 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。					
	食費	朝食 334.8 円・昼食 615.6 円・夕食 615.6 円 間食 0 円 1日当たり 1,566 円 × 30日で積算 厨房管理運営費 4,860 円など （食事をキャンセルする場合の取扱いについて） 7日前の届により可能 翌月の末に清算後返金いたします。但し緊急の場合はこれに非ず。					
	光熱水費	各居室の使用料					

前払金の取扱い		
支払日・支払方法		
償却開始日		
返還対象としない額		
	位置づけ	
契約終了時の返還金の算定方式		
短期解約（死亡退去含む）の返還金の算定方式	期間：3か月	起算日：入居した日
返還期限	契約終了日から	日以内
保全措置	保全先：	
その他留意事項		
月額利用料の取扱い		
支払日・支払方法	当月分を本人指定口座より毎月1日に自動引き落とし、又は振り込み	
その他留意事項	なし	
利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料	一部有料（サービスごとの料金は一覧表のとおり）	
料金改定の手続		
運営懇談会を開催し、説明の上履行		



【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称	標準一般プラン		
単位：円			
入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
0	210,000	0	168,840
※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。			

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開	財務諸表の要旨	公開していない
管理規程	入居希望者に公開	財務諸表の原本	公開していない
事業収支計画書	公開していない	その他開示情報	要望があれば

添付書類： 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。

\_\_\_\_\_年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

説明年月日  
\_\_\_\_\_年 月 日

説明者職・氏名  
\_\_\_\_\_

職  
\_\_\_\_\_

署名  
\_\_\_\_\_

## 介護サービス等の一覧表（参考様式）

区分 サービス	（自 立）		（要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分）	
	追加料金が発生しない（前払金又は月額利用料を含む）サービスに○	その都度徴収するサービス（料金を表示）	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料を含むサービスに○	その都度徴収するサービス（料金を表示） 住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
<介護サービス>				
巡回 日中			○	
巡回 夜間			○	
食事介助				▲
排泄介助				▲
おむつ交換				▲
おむつ代				実費
入浴（一般浴）介助				▲
清拭				▲
特浴介助				▲
身辺介助				▲
・体位交換				▲
・居室からの移動				▲
・衣類の着脱				▲
・身だしなみ介助				▲
機能訓練				
通院介助 （協力医療機関）			○	
通院介助 （上記以外）				1時間1,100円
緊急時対応			○	
オンコール対応			○	
<生活サービス>				
居室清掃				▲
リネン交換				▲
日常の洗濯				▲
居室配膳・下膳				
嗜好に応じた特別食				
おやつ				
理美容				実費
買物代行（通常の利用区域）				▲
買物代行（上記以外の区域）				1回1,100円
役所手続き代行				1回1,100円
金銭管理サービス				月550円

区分 サービス	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料に含む)サービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料に含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示) 住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
<健康管理サービス>				
定期健康診断				実費
健康相談			○	
生活指導・栄養指導				
服薬支援			○	
生活リズムの記録(排便・睡眠等)			○	
医師の訪問診療				実費
医師の往診				実費
<入退院時、入院中のサービス>				
移送サービス				1時間1,100円
入退院時の同行(協力医療機関)				1回1,100円
入退院時の同行(上記以外)				1時間1,100円
入院中の洗濯物交換・買物				
入院中の見舞い訪問				
<その他サービス>				

施設名:ライフパートナー板橋

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目	該当に○	備考
<b>安定的・継続的な居住の確保のための項目</b>		
1 有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	○ 適合 . 不適合	
2 借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実にものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	
<b>緊急時の安全確保のための項目</b>		
3 有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	○ 適合 . 不適合	
4 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	○ 適合 . 不適合	
5 各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	○ 適合 . 不適合	
6 【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	
7 消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	○ 適合 . 不適合	
<b>入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目</b>		
8 各居室は界壁により区分されているか。	○ 適合 . 不適合	
9 各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上(既存の建築物を転用した場合等で必要な要件を満たした場合は7.43㎡以上)であるか。	○ 適合 . 不適合	
10 すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	○ 適合 . 不適合	
11 入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合 . 不適合	
12 緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	○ 適合 . 不適合	
<b>入居者の財産を保全するための項目</b>		
13 前払金について、規定された保全措置を講じているか。	適合 . 不適合 . ○ 非該当	保全先:
14 前払金について、全額を返還対象としているか。(初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合 . 不適合 . ○ 非該当	初期償却率: %
15 入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	適合 . 不適合 . ○ 非該当	

※ 開設日前にあつては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。  
 ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。